民主党	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名	西岡　武夫	平成二十三年十一月十日	
民主党	所属国会議員（所属国会議員となった）	氏名	はたともこ	平成二十三年十一月十一日	
		住所	東京都中央区日本橋兜町二二―五		
		選出区分	参議院議員　比例代表		
		選挙期日	平成十九年七月二十九日		
		備考	同議員は、その選出された参議院議員通常選挙において同党に所属していた。		
国民新党	所属国会議員（所属国会議員となった）	氏名	中島　正純	平成二十三年十一月十四日	
		住所	大阪府大阪市住吉区長居東四―一一―二四		
		選出区分	衆議院議員　大阪府第三区		
		選挙期日	平成二十一年八月三十日		
		備考	同議員は、その選出された衆議院議員総選挙において同党に所属していなかった。		
自由民主党	支部の数		八七	八六	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数		八七	八六	
	支部の数		七二四〇	七二四六	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数		七二四〇	七二四六	
たちあがれ日本	支部の数		二九	三一	平成二十三年十一月二十二日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数		二九	三一	

備考　平成二十三年十一月二十二日に、たちあがれ日本から、法第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、支部の数及び法第十四条第二項に規定する支部の数の訂正があり、平成二十四年総務省告示第七十五号（政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件、同法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件及び同法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件の一部を訂正する件）において告示されたことから、平成二十三年総務省告示第百十号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）において告示したたちあがれ日本の支部の数及び法第十四条第二項に規定する支部の数からそれぞれ一減少した数となっている。

公明党	所属国会議員の住所		大阪府大阪市西成区岸里一―三―一	大阪府大阪市東住吉区東田辺三―二―一七	平成二十三年十二月十二日
	氏名		佐藤　茂樹		
	支部の数		四三一	四三二	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数		四三一	四三二	
自由民主党	支部の数		七二四八	七二四〇	平成二十三年十二月十五日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数		七二四八	七二四〇	
	支部の数		七二四七	七二四八	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数		七二四七	七二四八	
国民新党	所属国会議員（所属国会議員となった）	氏名	濱田　和幸		平成二十四年一月四日
		住所	東京都世田谷区深沢七―二二―二五		
		選出区分	参議院議員　鳥取県		
		選挙期日	平成二十二年七月十一日		
		備考	同議員は、その選出された参議院議員通常選挙において同党に所属していなかった。		
	支部の数		八八	八七	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数		八八	八七	